

再就職等監視委員会の活動状況

(平成24年3月から平成25年3月まで)

1. 委員会の設置、委員長等の任命等

国家公務員法等の改正により、国家公務員の再就職に関し、平成20年12月31日から再就職等規制が導入され、その監視機関として内閣府に再就職等監視委員会が設置された。

委員長及び委員については、平成24年3月21日に内閣総理大臣から任命され、委員会としての具体的な活動を開始した。

また、再就職等規制違反行為についての調査等を行う再就職等監察官については、平成24年5月に非常勤4名が、平成24年9月に常勤1名がそれぞれ内閣総理大臣から任命された。

2. 委員会の開催状況

第1回再就職等監視委員会を平成24年3月28日に開催し、平成25年3月までに計17回開催した。

3. 再就職等規制違反行為の調査状況

国家公務員法第106条の20第1項の規定に基づき、「委員会による調査」を1件実施し、再就職等規制違反を認定した。

なお、同法第106条の25に基づき公表される再就職情報、当委員会に寄せられた情報等の精査を、随時実施している。

4. 再就職等規制に関する周知活動

再就職等規制に関するパンフレットやリーフレットを作成の上、各府省等に対し、その役職員・OB及び所管法人等への再就職等規制の周知と違反情報提供の呼びかけを行うよう依頼した。また、各府省の地方支分部局等の職員を対象に、全国9箇所で開催した。

さらに、経済団体に対しても会員企業への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行い、会報誌等に再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口が掲載されるなどした。